

在宅で人工呼吸器等を使用している方へ

日常生活用具の給付種目に非常用電源を追加します

令和7年4月より、人工呼吸器や酸素濃縮器等の電気式医療機器を使用している在宅の障害児・者を対象に、災害時等による長期の停電や非常時における電源を確保することができるよう日常生活用具の給付種目に非常用電源を追加しました。

対象者(支給要件)

呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は呼吸器機能に障害のある難病患者であって、常時、人工呼吸器又は電気式たん吸引器を使用している方。(いずれかの用具の給付を受けた者を除く。)

追加対象種目

種目	性能要件	基準額	耐用年数
正弦波インバーター 発電機	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの	100,000円	6年
ポータブル電源 (蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの	100,000円	6年
DC/AC インバーター (カーインバーター)	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用し得るもの	50,000円	6年

利用者負担額

課税世帯：基準額までは購入金額の1割

基準額を超える場合は、基準額の1割＋基準額を超えた金額

非課税世帯：基準額までは負担なし。

基準額を超える場合は基準額を超えた金額

※18歳以上の障害者は、本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は支給対象外です。

申請に必要なもの

購入前に申請することが必要です。(購入後の申請は給付の対象外となります)

- ・日常生活用具申請書
- ・身体障害者手帳または指定難病医療受給者証
- ・購入業者からの見積書、商品カタログの写し

※対象者によって意見書が必要な場合があります。事前に障害福祉課にお問い合わせください。

注意事項

- ・医療機器の専用外部バッテリーは支給対象外です。本制度は外部バッテリーを充電するための非常用電源が支給対象となります。
- ・一度支給を行うと耐用年数内に再購入することはできません。
- ・お使いの医療機器取扱業者の方と相談をするなど十分検討したうえで購入をしてください。また、使用時は外付けバッテリーに充電してから使用をするなどの対策を講じてください。
- ・この給付により購入した用品を直接医療機器に接続するなど誤った方法で使用したことで医療機器に故障が発生した場合、市はその責任を負うことができませんのでご了承ください。

お問い合わせ

本庄市役所 障害福祉課 援護係
連絡先 0495-25-1125(直通)

F A X 0495-23-1963

メール syougai@city.honjo.lg.jp



どこにでも行けるけど、
ここにいたい。本庄